九谷焼伝統工芸士会ファン倶楽部会則

第１条（主催及び目的）

１．九谷焼伝統工芸士会ファン倶楽部（以下「当会」という。）は，NPO法人伝統工芸つくも神が主催する九谷焼伝統工芸士会の振興に協賛する者によって構成される。

２．本会則は，当会の会員について必要とされる事項を定めることを目的とする。

第２条（名称）

　　当会は，その名称を「九谷焼伝統工芸士会ファン倶楽部」とする。

第３条（会員資格）

１．当会の会員は、九谷焼の振興，発展に寄与し，当会の目的に賛同して入会した個人とする。

２．会員の入会基準は以下のとおりとする。

当会の目的を理解し、賛同を示し，入会の意思を示すこと

３．当会は、会員の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込を承諾しないことがある。

（１）会員の申込に際し、虚偽の届出をした場合

（２）当会または会員に対する営業、勧誘またはそれらに類する行為を目的とする場合

（３）会員として入会しようとする者が反社会的勢力である場合もしくは反社会的勢力との関係が疑われる場合

（４）当会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものである場合または現在において未納会費がある場合

（５）会員として品位を損なうと認められる非行があった場合

（６）その他、当会にふさわしくないと判断した場合

第４条 （入会）

１．会員として入会しようとする者は、書面にて当会に申し込み、当会による承認を受けるものとする。

２．当会は入会の可否を決定したときは、入会決定通知により入会申込者に通知する。

３．入会を承認された者は、当会の入会決定の日をもって会員の地位を取得する。

第５条（当会からの通知）

当会から会員への連絡は電子メールを通じて行うものとする。

第６条（会員資格の得喪・期間）

１．会員期間は入会となった日から１年間とする。

２．前項の期間満了の１か月前までに退会の申し出がない場合，入会期間は自動的に更新される。退会の場合は第１０条に基づき手続きをする。

３．会員は入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに当会に申し出ることとする。

４．会員に次の事由が生じたときは，会員資格を喪失する。

（１）年会費の支払いを催告して１か月を経過してもその支払いがないとき

（２）電子メールその他の方法により会員と連絡を取ることができなくなってから３か月を経過したとき

５．次の事由がある場合，当会は，会員を除名することができる。

　（１）九谷焼伝統工芸士の活動に対する迷惑行為があったとき

　（２）会費の支払を怠り，当会が支払いを催告してもその支払いをしないとき

　（３）本会則の各条項に違反し，是正を催告してもその是正がされなかったとき

　（４）会員が反社会的勢力であることが判明したとき

　（５）会員が他の会員に対し，営業その他の勧誘行為，迷惑行為等を行ったとき

（６）会員が本規約に違反したとき

　（７）その他会員が当会の信頼を失い，会員継続をしがたいような背信行為をしたとき

第７条（会員の義務）

　　１．会員は，当会から付与された会員の資格に関する情報，パスワードなどを自己の責任で管理し，会員の管理不十分，使用上の過誤，第三者利用などにより会員に損害が生じたとしても，当会はその責任を負わないものとする。

　　２．会員は，当会から付与された会員の資格，パスワードなどを第三者に使用，貸与，転売，譲渡，担保提供してはならないものとする。

　　３．登録済みの会員情報に変更が生じた場合，会員は，速やかに当会に変更手続を行うものとします。変更手続がなされなかったことにより会員に不利益が生じたとしても当会はその責任を負わないものとする。

　　４．会員は，当会を通じて知った情報を第三者に提供してはならないものとする。

　　５．会員がその責めに帰すべき事由により，当会，伝統工芸士及び伝統工芸士会に損害を与えた場合には，その損害を賠償するものとします。

第８条 （会費）

１．会員は、入会後１週間以内に下記の年会員費を支払う。

　　個人会員　　３０００円（税別）

２．会員費の納入は、当会指定の方法にて行う。

３．会員費の納入に要する振込手数料は、会員の負担とする。

４．既納の年会費については、いかなる事由があっても返還しない。

　５．年会費の額に関する規定を変更する場合は、事前に全ての会員に変更を通達する。

第９条（役務）

１．当会は，会員に対して次の役務を提供する。

（１）ＳＮＳその他の手段を通じた九谷焼伝統工芸士及び九谷焼伝統工芸士会の展示会その他活動に関する情報の提供

（２）九谷焼伝統工芸士と会員との交流の機会の提供

　　２．当会は，やむをえない事情がある場合には，前項に定める役務を停止し，又は，当会を解散することができるものとする。

第１０条（退会）

１．会員は、当会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。ただし、退会の届出は退会の１ヶ月以上前に行わなければならないものとする。

２．会員は、退会届の提出により会員の資格を喪失する。

第１１条（情報管理）

当会は会員が入会申し込み時に届け出した会員に関する情報を適切に管理する。

第１２条（会則の変更）

当会は、運営のために必要と判断される場合、本規約の変更をすることができる。

第１３条（合意管轄）

　　当会と会員との間で生じた紛争の第一審の専属的管轄を東京地方裁判所とする。

以上